

2021 (R3) 年4月5日 (月)

山口県弁護士会所属 登録番号37149

# ひよりやま No.19

弁護士 前田 将志

山口県下関市丸山町三丁目2番1号 吉岡ビル2B

TEL 083-242-5894 FAX 083-242-5895

酒食をともなうお花見はいたしません……が、桜を眺めながら日和山をのんびり散歩するくらいはいいでしょう。やはり桜には独特的の風情があります。

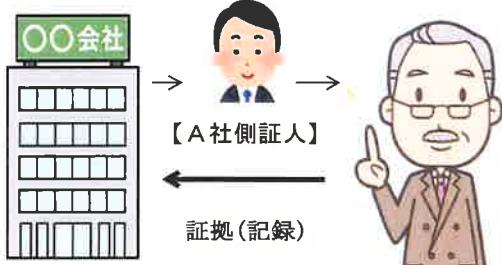
ところで桜と言えばソメイヨシノ、漢字で書くと「染井吉野」ですね。調べてみると、この花は江戸時代に江戸郊外の染井村で植木職人によってつくられたもので、日本固有種の「オオシマザクラ(大島桜)」と「エドヒガン(江戸彼岸)」の交雑種だそうです。当初は桜の名所に因んで「吉野」とか「吉野桜」と名付けられましたが吉野地方に自生しているのは「ヤマザクラ」なので、混同を避けて名前に誕生地「染井」を冠したそうです。明治33年のことでした。

華やかな染井吉野もいいですが、純朴な日本固有の大島桜や山桜にも私は心を惹かれます。

雑学ついでに、アーモンドと桜はともに「バラ科サクラ属」で、花がそっくりなのだそうです。アーモンドの実とサクランボからは想像できませんが…。是非、インターネットでご覧ください。

## 法律相談 : 「業務記録」が証拠です

～ 請負工事の費用負担をめぐる訴訟 ～



【A社 : 注文】

【B社 : 請負】

○ B社は、請負契約に基づき工事を完成させたところ、注文主であるA社との間で工事に係る諸費用の負担につき争いが生じました。A社側はB社の預金口座の仮差押を行い、その後、裁判所に本訴を提起しました。当事務所は被告B社の依頼を受け、代理人として訴訟対応した事案です。

○ 本件では、A社担当者とB社担当者で諸費用の負担に関する合意が成立していたか否か等が争点となりましたが、双方の主張は大きく食い違っており、A社は担当者に加えて第三者を証人として申請しました。

○ 訴訟では事実に関する当事者の主張が異なることが多く、争いがある場合は証拠でもって事実を認定することとなります。関係者の証言もまた証拠となります。ただし、証人の証言はあくまで記憶に基づくものであり、また関係者間の利害関係が証言内容に強い影響を与えます。それゆえ証言内容は直ちに信用すべきではなく、客観証拠と合致しているか、合理的な内容かなどを慎重に吟味する必要があります。

○ 本件では、B社はA社側の証言を否定する重要証拠を保管しており、その結果A社側証人の全員が尋問で陳述内容等を撤回しました。

結局、裁判所から和解が提案され、最終的にはA社側の請求金額を約9割減額させた上で和解が成立しました。

○ その重要証拠とは「業務記録」です。B社は工事の進行に応じ各種記録(写真等)を作成・保管していたため、A社側の主張・立証を争う上で充分な客観証拠があったのです。

日々の業務記録を作成することは大変ですが、いざというときに備えて継続的に作成していくことが大事だと言えそうです。